

長野県精神保健福祉士協会の事業

精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること

精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること

精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること

精神保健福祉に関する諸制度の充実・発展ならびに普及啓発に関すること

精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査・研究活動

精神保健福祉士の養成と資格取得への支援ならびに普及啓発に関すること

長野県内の関係団体との連携に関すること

その他、本会の目的達成に必要な諸活動

- ・自死の予防と啓発に関する活動
- ・災害時における支援

長野県精神保健福祉士協会は

会員相互の連絡と協力を図りながら、専門的知識と技術を研鑽し、精神保健福祉士の社会的地位の向上に努めるとともに、精神保健及び精神障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として活動しています。

会員資格◆

正会員 精神保健福祉士法第28条の規定により精神保健福祉士の登録をした者。

準会員 精神保健福祉士の登録はしていないが精神保健福祉業務に従事し、本協会の目的に賛同する者。
(但し総会の議決権はありません)

賛助会員 本協会の事業に賛同する個人または団体。

事務局

〒386-0002

長野県上田市大字住吉 167-1
多機能型事業所 ピア・ちくま 内

協会ホームページ

QRコード



TEL 0268-25-2000

FAX 0268-25-2427

MAIL namhsw-jimukyoku@napsw.sakura.ne.jp

ホームページ：<http://napsw.sakura.ne.jp/hp/>



長野県 精神保健福祉士協会

精神保健福祉士とは

社会事業婦として誕生し、1940年代から精神科病院を中心に活動してきた専門職です。1964年には、日本精神医学ソーシャルワーカー協会(現日本精神保健福祉士協会)が設立されました。精神障がい者の社会的復権や家族の支援、社会的課題に取り組んできた歴史があります。精神保健福祉領域のソーシャルワーカーとして、1997年に国家資格化されました。

支援の対象は、個人のみならず、地域や社会にも働きかけることを特徴とし、その方らしく暮らせる地域の生活基盤を整えるべく、実践を続けています。

精神保健福祉士の<価値×理念>に基づき、当事者とのかかわりを重視しています。地域生活支援において、ご本人と環境の強みに焦点を当て、関係機関と協働します。

～その人らしい生活の実現をサポートする～ ソーシャルワーカーとは

生活上の困り事や不安の解消に向け、様々な方法を用い取り組む社会福祉の専門職です。

- ・ 困難をきたしている背景を理解し、課題を中心にすえて、ご本人と共に、様々な人や機関と連携します。
- ・ ご本人の想いや希望を活かし、サービスや資源の選択をサポートします。
- ・ 人々の権利や利益を守るために取り組みます。
- ・ より良い社会を実現していくため、仕組みや制度を整え、変えていく活動も行います。

精神保健福祉士の職場



医療機関

精神科病院、診療所、総合病院



障害福祉サービス

相談支援事業所、就労移行・継続支援事業所、地域活動支援センター、グループホーム、自立・生活訓練事業所、児童福祉施設 等



高齢者福祉サービス

介護老人保健施設、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所、介護保険関連施設 等



行政機関

自治体、保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター 等



司法機関

保護観察所、家庭裁判所、刑務所 等



社会福祉協議会、教育機関、ハローワーク、企業 等

こんな支援をしています

福祉制度やサービスについて

- ・ 詳しく知りたい
- ・ サービスを利用して生活を充実させたい



他にも…

- ・ 家族の病気や生活について相談したい

生活や仕事について

- ・ 経済的な課題があり、将来が不安
- ・ 治療と両立しながら、仕事に就きたい
- ・ 自分に合った仕事がしたい
- ・ 日中、過ごす場がほしい

医療について

- ・ どのように相談していいかわからない
- ・ リハビリを受けたい
- ・ 受診したいが、不安もある



人と状況の関連や経過から課題を捉え希望の実現に向け一緒に取り組みます。



近年では障害福祉以外の一般企業のメンタルヘルスや教育現場など、活動の場が増えています！